

1 令和7年度

(1) 社会福祉法人

No.	法人名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	中国新聞社会 事業団	令和7年 10月2日	評議員の選任に当たっては、候補者が当該法人の各評議員又は各役員と特殊の関係にある者がいないことについて確認すること。(社会福祉法第40条第4項、第5項)	改善済
2	希望の丘	令和7年 10月7日	理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないことについて、申立書等の書類により確認すること。(社会福祉法第44条第1項において準用する第40条第1項)	改善中
			速やかに評議員を選任し、評議員の人数を定款で定める7人とすること。(社会福祉法第40条第3項、定款)	改善中
3	輝き奉仕会	令和7年 10月15日	定時評議員会開催日は、理事会開催日と2週間(中14日間)以上の間隔を確保すること。(社会福祉法第45条の9第1項、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人法第182条)	改善中
			附属明細書に係る勘定科目の金額は、計算書類の金額と一致させること。(会計省令第30条、運用上の取扱い25)	改善中
			附属明細書は、会計省令等に基づき適切に作成すること。(会計省令第30条、運用上の取扱い25)	改善中
4	福祉広医会	令和7年 10月21日	監事の選任に当たっては、候補者が当該法人の各役員と特殊の関係にある者が含まれていないことを確認すること。(社会福祉法第44条第7項)	改善済
5	芸南福祉会	令和7年 10月28日	定款の記載事業が、経理規程のサービス区分と一致していないので、整合させること。	改善済
			インターネットで公表する定款の内容は、最新のものとすること。(社会福祉法第59条の2第1項第1号、社会福祉法施行規則第10条第1項)	改善済
			評議員の選任に当たっては、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」であることを確認すること。(社会福祉法第39条)	改善済
6	やぎ	令和7年 10月30日	経理規程については、会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項を定めること。(留意事項1-(4))	改善中
7	古家真会	令和7年 11月13日	附属明細書は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第30条、運用上の取扱い25)	改善中
			計算書類に対する注記は、会計省令等に基づき適正に記載すること。(会計省令第29条、運用上の取扱い別紙1、別紙2)	改善中
			貸借対照表は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第25条、第26条、第27条)	改善中
8	白砂福祉会	令和7年 11月18日	定時評議員会は毎会計年度終了後3か月以内に開催すること。(定款)	改善中
			理事長の重任登記は、選任された日から2週間以内に行うこと。(社会福祉法第29条、組合等登記令第3条)	改善中
9	かきつばた福 祉会	令和7年 11月26日	法人に対し、毎月10万円ずつ給与天引きにより返済することとした過払い報酬等の分割納付を直ちに再開すること。(社会福祉法第45条の35)	改善済
10	慈光会	令和7年 12月2日	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ること。(社会福祉法第43条第3項において準用する一般法人法第72条)	改善済
			預貯金は、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残	改善済

			高とを照合し、会計責任者に報告すること。(経理規程)	
			理事長の報酬を評議員会決議を得ずに増額しているので、過払い分について理事長に返還させること。(社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、社会福祉法第45条の35第2項、定款)	改善済
11	高林会	令和7年 12月11日	監事の選任に当たっては、就任の意思表示を就任承諾書により確認すること。(社会福祉法第38条)	改善済
			計算書類に対する注記は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第29条第1項第10号、運用上の取扱いについて(別紙1))	改善中
			積立資産の取崩しに当たっては、目的を明確にし、適正な手続を経ること。(H27年府子本第254号)	改善中
			経理規程に基づき、低額資金前渡制の運用を適切に行うこと。(経理規程)	改善中
			基本財産は適正に管理し、貸借対照表に正しく記載すること。(留意事項14)	改善中

(2) 児童福祉施設

No.	施設名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	真和保育園	令和7年 7月16日	保育士の配置基準を満たしていない時間帯があるため、最低基準に定める職員を配置すること。(児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済
2	レガロ・バンビーニ保育園 京橋	令和7年 7月31日	秘密保持のために、必要かつ適切な措置を講じること。(児童基準第14条の2、運営基準第27条第1、2項、保育所保育指針第1章1(5)ウ、保育所指針第4章1(2)イ)	改善済
3	にこにこ保育園	令和7年 7月31日	当期末支払資金残高は、当該年度の措置費収入の30%以下となるように将来発生が見込まれる経費等を計画的に積み立てること。(H27府子本第254号)	改善中
4	育ちの森保育園	令和7年 8月5日	育児・介護休業等に関する規程を作成し労働基準監督署へ届け出ること。(労働基準法第89条)	改善済
5	ひまわりやすにしこども園	令和7年 8月27日	保育士の配置基準を満たしていない時間帯があるため、最低基準に定める職員を配置すること。(児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済
6	慈光保育園	令和7年 8月29日	保育士について職員配置基準を満たしていない時間帯があるため、配置基準に定める職員を配置すること。(児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済
7	みいりナーモ保育園	令和7年 10月23日	保育士について職員配置基準を満たしていない時間帯があるため、配置基準に定める職員を配置すること。(児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済
8	きらら保育園	令和7年 11月12日	保育士の配置基準を満たしていない時間帯があるため、配置基準に定める職員を配置すること。(児童福祉施設設備運営基準第33条)	改善済
9	やわらぎ第1 保育園	令和7年 12月11日	資金の貸付については、法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。(平成27年9月3日付、府子本第254号、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」)	改善中

10	サムエル広島 こどもの園 (認定こども園)	令和 8 年 1 月 14 日	保育士の配置基準を満たしていない時間帯があるため、最低基準に定める職員を配置すること。(児童福祉施設設備運営基準第 33 条)	改善済
11	共立ひよこ保 育園	令和 8 年 1 月 21 日	当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の 30%以下となるように将来発生が見込まれる経費等を計画的に積み立てること。(H27 府子本第 254 号)	改善中
12	観音本町保 育園	令和 8 年 2 月 13 日	在職中又は退職後において知り得た業務上の秘密保持に係る誓約書は、職員全員から徴収すること。(児童福祉施設設備運営基準第 14 条の 2)	改善済
13	ぶどうの木保 育園	令和 8 年 2 月 25 日	賃金規程に規定されていない手当は、支給しないこと。支給する場合は、規定の上、適正に支給すること。(賃金規程)	改善中
			弾力運用は、定められた対象経費に支出すること。(平成 27 年府子本第 254 号 1-(4))	改善中

2 令和 4 年度～令和 6 年度からの継続分

(1) 社会福祉法人

No.	法人名	実施 年月日	指摘事項	改善状況
1	やぎ	令和 4 年 7 月 11 日	附属明細書は、会計省令等に基づき適正に作成すること。(会計省令第 30 条、運用上の取扱い 25)	改善中
2	高林会	令和 5 年 10 月 19 日	早急に精算すること。(府子本第 367 号 4 委託費の管理・運用)	改善中
3	広島いのちの 電話	令和 6 年 11 月 12 日	総勘定元帳は、会計省令等に基づき適正に作成し、備え置くこと。(留意事項 2)	改善中
4	高林会	令和 6 年 11 月 14 日	法人内の資金貸付については、年度内精算を行うこと。(平成 27 年 9 月 3 日付府子本第 754 号 4(2))	改善中

(2) 児童福祉施設

1	共立ひよこ保 育園	令和 7 年 1 月 20 日	当期末支払資金残高は、将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てるなど、委託費収入の 30%以下の保有とすること。(平成 27 年府子本第 254 号)	改善中
---	--------------	--------------------	--	-----

※令和 4 年度以降に文書指摘を行ったもので、令和 7 年度までに改善済みのものを除く。